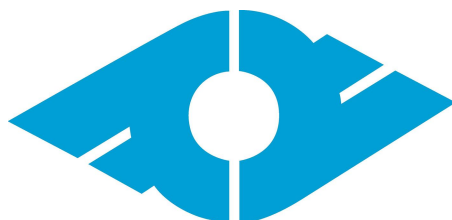


自治会等の法人化の手引き

～認可地縁団体～



上 郡 町

令和3年6月 作成
令和5年3月 改訂
令和7年5月 改訂

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地縁団体の認可要件・・・・・・・・	1
3	認可申請の手続き・・・・・・・・	3
	地縁団体の法人格取得手続きの流れ・・・・・・・・	4
4	認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項・・・・・・・・	5
5	認可された地縁団体・・・・・・・・	6
6	不動産登記特例法・・・・・・・・	8
7	認可地縁団体の性格・・・・・・・・	9
8	地縁団体規約例と作成上の留意点・・・・・・・・	10

1 はじめに

いわゆる自治会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）に従前法人格を付与する法律の規定がなかったため、当該団体名義での不動産登記ができないことから種々の問題が生じていました。

そこで、これらの制約を除去するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たすことにより、法人格を取得できることとなりました。

これまでは認可の目的が不動産等の保有を前提としていましたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を行う団体は法人格を取得することが可能となりました。

2 地縁団体の認可要件

- (1) 地縁団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。

(注1) 地縁団体の活動のうち、代表的なものとして「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」を例示したもので、必ずこの三つを行っていることを必要とするとか、この三つだけを行っていれば足りるということを意味するものではありません。地縁団体の具体的な活動が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に該当すれば差し支えないものです。

したがって、活動内容が、スポーツ活動のみとか、芸術活動のみというものは地縁団体として認められません。

(注2) 「現にその活動を行っている」と認められることとは、地縁による団体の活動の実績報告書等により判断されるものです。

- (2) 地縁団体が存する区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
この区域は、当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

(注1) 地縁団体の区域は、法人格を取得する上での重要な構成要素となっておりますので、当該団体の会員はもとより他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかとなっていなくてはなりません。

(注2) 区域が不明確ですと、その会員の範囲が不明確となりますし、住民間のトラブルの原因となります。

(注3) 「相当の期間にわたって存続している」とは、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁団体は認可の対象とはならないということです。

(3) 地縁団体の存する区域に住所を有するすべての個人は、会員となることができるものとし、その相当数の者が現に会員となっていること。

(注1) 会員の資格にその区域に住所を有する自然人たる個人ということ以外の条件を必要とする地縁団体は認可できません。

したがって、国籍、性別、年齢等による会員の資格制限がある地縁団体は、認可できないこととなります。

老人クラブ、婦人会等は地縁団体ではありませんが、団体内部に組織として青年部、婦人部を設けることは差し支えありません。

(注2) 会員は、個人を基礎としますから、世帯を単位とする会員は認められません
なお、規約で、世帯単位の表決ができる旨の規定は可能です。

(注3) 法人、組合は地縁団体の意思決定への参加や直接の活動等が行えないので会員とはなりませんが、側面的に地縁団体の支援は可能ですから賛助会員とはなりえます。
ただし、賛助会員は総会での表決に参加できません。

(注4) 区域外に住所を有する者は会員になれません。

(4) 規約を定めていること。

(注1) 規約の作成例及び留意事項は、10ページの「8 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参照してください。

(注2) 規約には、必要的記載事項として次に掲げる事項が記載されていなくてはなりません。この事項の一つでも欠けていると認可はできません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員（会員）の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項

⑧ 資産に関する事項

3 認可申請の手続き

- (1) 地縁団体が法人格を取得するためには、地縁団体の総会の決議により認可申請する旨の意思決定が必要ですが、この総会決議は、地縁団体の規約に基づき適正に行われたものでなくてはなりません。

したがって、総会の招集等の手続等を定める規定を持たない地縁団体は、まず規約の整備をして、しかる後に総会を招集し、意思決定を行う必要があります。

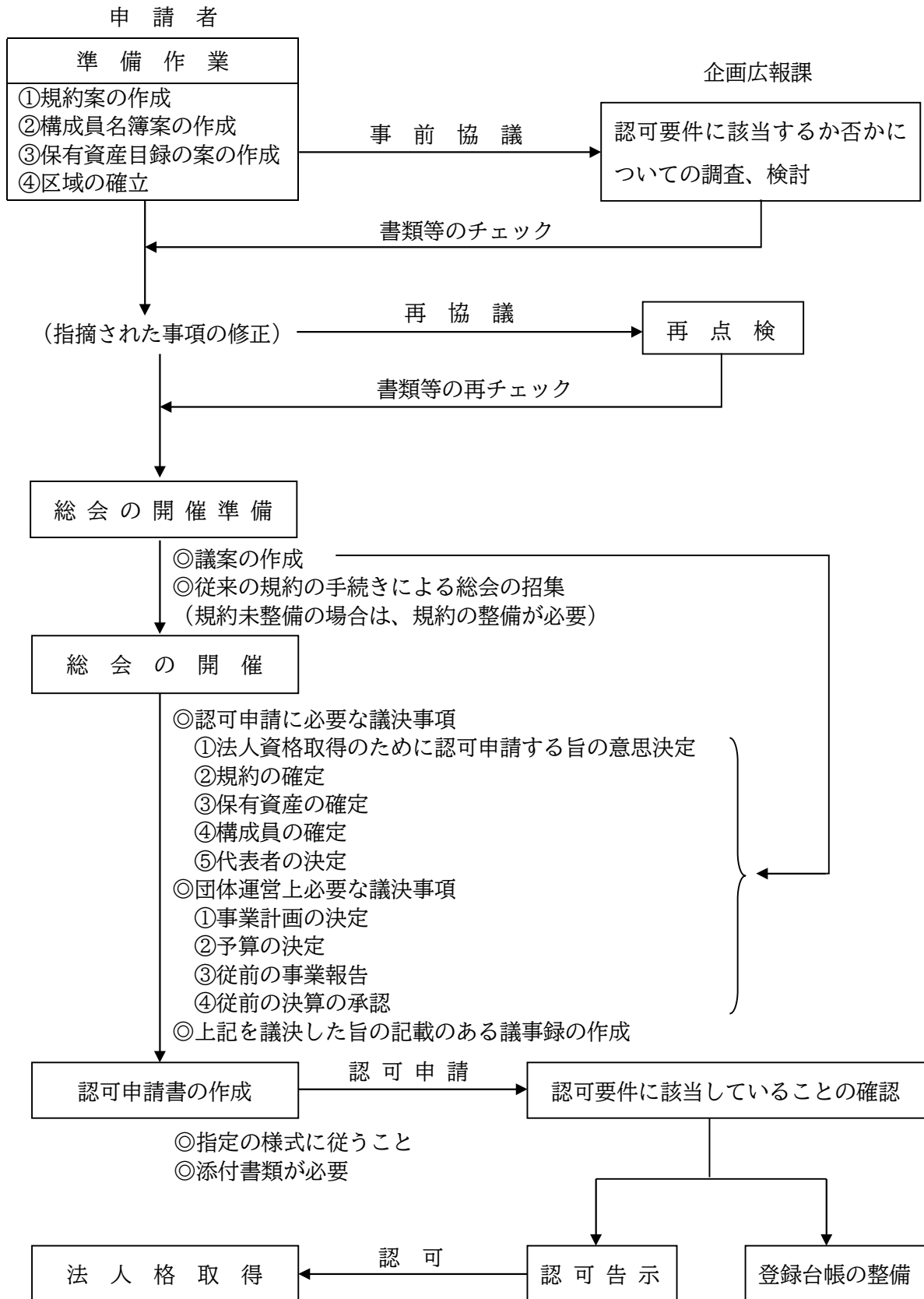
- (2) 上記の事項以外に次の事項は、認可申請するにあたり、総会の議決を得ておくことが必要です。

- ① 規約の決定
- ② 構成員の確定
- ③ 代表者の決定
- ④ 不動産等保有することとなる資産の確定

- (3) 地縁団体が法人格を取得するためには、町長が認可し、告示します。告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

地縁団体の法人格取得手続きの流れ



4 認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項

(1) 認可申請書（様式1）

- ① 様式に従って作成してください。
- ② 「地縁団体の名称」「主たる事務所の所在地」は規約に定めているものと一致しなければなりません。
- ③ 印は、印鑑登録してある印鑑である必要はありません。

(2) 規約

- ① 10ページの「8 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参考にして作成してください。
- ② 2ページの必要的記載事項の漏れがないようにしてください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- ① 総会で地縁団体の認可を申請する旨の議決が必要です。
- ② 上記の議決があったことを証するため、議長及び複数の議事録署名人の署名又は記名押印がある議事録の写しの提出が必要です。

(4) 構成員の名簿

- ① 様式の指定はありませんが、会員全員の氏名、住所を記載してください。
- ② 会員には年齢、性別による制限はありませんので、未成年者でも会員である場合は、必ず記載してください。
- ③ 区域内に住所を有する総住民数、会員数及び会員の加入率のわかる書類を添付してください。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- ① 自治会等で作成している前年度の事業報告書及び決算書、当該年度の事業計画書及び予算書等の具体的な活動内容がわかるものがが必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

- ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った議事録の写しで議長及び複数の議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。
- ② 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名又は記名押印があるもの。

5 認可された地縁団体

(1) 地縁団体名義で不動産登記ができます。

- ① 個人名義から地縁団体名義への登記変更の登記原因は「委任の終了」になります。
- ② 上記による所有権移転については譲渡所得税は課税されません。
- ③ 登記申請には地縁団体台帳の写しによる証明書（企画広報課発行）が必要です。

※ 登記申請については、法務局へお問い合わせください。

[地縁団体台帳の写しの申請に必要なもの]

- ☐ 認可地縁団体台帳写し交付申請書
- ☐ 手数料300円

(2) 自治会の印鑑を登録することができます。

不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑登録及び申請ができます。

手続きについては企画広報課で受け付けます。

[印鑑登録の申請に必要なもの]

- ☐ 認可地縁団体印鑑1個⇒印影が鮮明で大きさは一辺が8mm以上30mm以下
- ☐ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ☐ 地縁団体の代表者の印鑑（上郡町に印鑑登録された印鑑）

[印鑑登録証明書の申請に必要なもの]

- ☐ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ☐ 手数料300円

(3) 告示事項の変更があったら

認可告示事項に変更があれば届出が必要です。

なお、認可告示した事項に変更があった場合、変更認可告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できないこととなっておりますので、認可事項に変更があれば、すみやかに届出を行ってください。

[届出に必要なもの]

- ☐ 告示事項変更届出書（様式2）
- ☐ 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

(4) 規約の変更があったら

規約の変更については、申請書を提出して、町長の認可を得る必要があります。規約の変更内容が告示事項の変更を伴うものは、さらに、告示事項変更届出書の提出が必要で

す。

[申請に必要なもの]

- ☐ 規約変更認可申請書（様式3）
- ☐ 規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録の写しなど）

(5) 課税関係について

認可を得た地縁団体は、原則として収益事業以外には課税されません。

なお、具体的な課税関係は、次のとおりです。

ア 土地、建物、その他資産に対する課税関係

① 土地、建物に対する固定資産税

当該不動産が公益目的に供されている場合は、減免対象となります。

② 有価証券等の利子、配当に対する課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の利子、配当所得は、非課税

③ 土地、建物を処分する場合の課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の不動産の譲渡所得は、非課税

④ 個人名義から地縁団体名義への変更については、譲渡所得は非課税

イ 法人に対する課税関係

① 法人税

(ア) 収益事業から生じた所得	課税
(イ) 収益事業から生じた所得以外の所得	非課税

② 法人町民税

③ 法人県民税

収益事業を営む地縁団体は、法人町民税、法人県民税均等割及び法人税割のいずれも課税されます。

収益事業を営まない地縁団体は、法人町民税、法人県民税均等割のみ課税されます。ただし、減免の対象となります。

(ア) 法人均等割 課税

a 法人県民税均等割額	22,000円
b 法人町民税均等割額	50,000円

ただし、公益目的に照らして、減免措置があります。（要申請）

(イ) 法人税割

- | | |
|---------------|-----|
| a 収益事業を営む団体 | 課税 |
| b 収益事業を営まない団体 | 非課税 |

④ 固定資産税

課税されます。

ただし、不動産が公益目的に供される場合は、減免措置があります。（要申請）

※ 「収益事業」とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。（法人税法第2条第13号）

◎収益事業の例 不動産貸付業、駐車場業、倉庫業

ウ 登記に伴う経費（個人名義から法人名義への変更に要する費用）

① 所有権移転登記（登記原因は「委任の終了」）に係わる費用

登録免許税 不動産評価額の1000分の20

② 移転登記手数料（司法書士等に依頼する場合の費用）

有料

6 不動産登記特例法

認可地縁団体等が実質管理する不動産で登記事項証明書に表示された登記関係者が所在不明になっている場合、相続人の確定に多大な時間がかかり、所有権移転登記が困難な状況となっていました。平成27年4月1日より地方自治法の改正法が施行され、一定の要件に適合し、法手続きが行われた場合には、認可地縁団体への所有権移転登記申請が可能になりました。

（1）手続きの流れ

- ア 認可地縁団体が、町に対して申請書類を提出します。
- イ 町が提出資料を確認し、申請要件を満たしている場合、3ヵ月以上の公告を行います。
- ウ 不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、町が認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付します。
- エ 認可地縁団体が法務局に必要書類を提出し、登記の移転を行います。

[申請に必要なもの]

- ☐ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式15）

- 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 当該不動産に関し、移転登記の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 申請者が代表であることを証する書類（告示事項証明書など）
- 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料
 - ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
 - ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
 - ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
 - ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

7 認可地縁団体の性格

- （１） 認可を得た地縁団体は、以後法人格を取得し、その規約に定める目的の範囲内において当該団体自身が権利を有し、義務を負うこととなります。すなわち規約に定める目的の範囲内で当該地縁団体の名義で法律行為ができることになります。
- （２） 認可を得た地縁団体が町長の指揮監督下に置かれることはありません。
これは、住民により任意的に組織されたという性格上公的な関与をできるだけ制限し、あくまでも住民の自主的な運営を期待するための措置と考えられます。
- （３） 認可を得た地縁団体は、法人格を取得したことにより法的な位置付けは変わりますが、それ以外においては、従前となんら異なるものではありません。
したがって、公法人となるものではなく、また、市町村との関係も変わるものでもありません。
- （４） 認可を得た地縁団体は、法人となりますので、破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に手続を進めてください。
- （５） 町長は、認可要件を欠く場合又は不正な手段により認可を受けた場合は認可を取り消すことができます。

8 地縁団体規約例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
〇〇自治会規約 第1章総則 (目的) 第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (2) 集会施設の維持管理 (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (4) 〇〇〇〇 (5) 〇〇〇〇 (名称) 第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。 (区域) 第3条 本会の区域は、赤穂郡上郡町 △△番、□□番から××番まで、☆☆番から★★番まで及び▼▼番の区域とする。 (主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県赤穂郡上郡町▲▲番地に置く。	① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。 ① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。 ① 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。したがって、「〇〇自治会」等の名称で差し支えありません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 (例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。) ① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示(〇〇町のうち△△川の北の区域)も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。 ② 区域の地番については、切り図等で確認してください。 ① 「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。 ② 主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。 ③ 記載例のように具体的な地番で定めることの他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。

第2章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 (会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとす。 (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合 (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別及び定数) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長1人 (2) 副会長○人 (3) その他の役員○人 (4) 監事○人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務)	① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。 ② 区域外の者は、会員にはなれません。 ③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。 ④ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と規定することが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。 ① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。 ② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。 ① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。 ① 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。 ② 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。 ① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。 ② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。 ③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 ① 必ず会長を1人置くことが必要です。 ② 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。 ③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。 ① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。
---	--

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。	① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。 ② 「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。 ① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間は業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。 ② 役員の解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。 ① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。 なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。 ② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。 ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認 ウ 予算の決定 エ 決算の承認 ① 総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければいけません。 ② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。 ③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。 ① 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。
---	--

(総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (総会の議決権) 第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。 (1) 会費決定に関する事項 (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項 (3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項 (4) 自治会公民館管理運営に関する事項 (5) ○○○○○○ (6) ○○○○○○ (総会の書面表決等) 第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。	① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。 ① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。 ① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。 ② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。 ① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。 ② 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。 ③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。 ④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。 ① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。 ② 表決権は、会員1人1票を原則とします。 ③ 未成年者の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。 ① この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。 ② この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。 ③ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会においては是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。 したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員の選任等をこれに該当させることも好ましくありません。 ① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。
--	---

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。) (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。 (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 寄附金品 (4) 活動に伴う収入 (5) 資産から生ずる果実 (6) その他の収入 (資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において4分の3以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会	① 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。 ① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。 ① 財産目録の記載例は27ページのとおりです。 ② 財産目録は、法律上設立時及び毎年(年度)始め3か月以内に作成されなくてはなりません。 ① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。 ① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。 ① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。 ① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、
---	---

計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。 第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上郡町長の認可を受けなければ変更することができない。 (解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。 (残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。	年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。 ① 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。 ① 規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。 ② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないよう慎重な検討が必要です。 ③ 規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により町長の認可を受けなければその効力を生じません。 ④ 規約変更認可申請書の書式は様式3（18ページ）のとおりです。 ① 解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消し ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 エ 会員の欠亡 ② ア、イ及びエの事由により団体は当然に解散することとなります。 ③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。 ④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。 ① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。 ② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。
---	--

(委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。	① 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。 ① 認可後に認可年月日を記入します。 ② なお、「上郡町長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。 ① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。 ① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。
---	--